

広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十三号

広島県環境影響評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表五の項中

「
ニ 出力が七五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の新設を
伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事
の事業
を

ニ 出力が七五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業
ホ 出力が五、〇〇〇キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業
ヘ 出力が五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、当該施行により新たに広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）に規定する対象事業となる事業であつて、この規則の施行の日前に電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可が与えられたもの又は同法第四十八条第一項の規定による届出がなされたもの（この規則の施行の日以後その内容を変更せず、又は広島県環境影響評価に関する条例施行規則第三十二条に規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、条例第二章から第六章までの規定は、適用しない。